

## 資料提供

令和2年4月28日

市政担当記者各位

危機管理局危機管理課

### 新型コロナウイルス感染症対策推進室の設置について

#### 1 目的

新型コロナウイルス感染症対策に関し、感染拡大の防止に強力に取り組むとともに、安心・安全な市民生活の確保に向けて、迅速かつ的確に対応できる体制を整備するため、徳島市プロジェクトチームの設置及び運営基準に関する規則（昭和48年8月7日規則第65号）の規定に基づき、プロジェクトチームを設置する。

#### 2 名称

「新型コロナウイルス感染症対策推進室」

#### 3 構成員

- (1) チームリーダー 理事
- (2) サブリーダー 危機管理局次長
- (3) 推進員 15人

#### 4 設置期間

令和2年5月1日から業務終了の日まで

#### 5 業務内容

- (1) 新型コロナウイルスに関する情報収集に関すること
- (2) 新型コロナウイルスの対策に係る各種給付金に関すること
- (3) 新型コロナウイルスの対策に係る総合調整に関すること
- (4) その他新型コロナウイルスの対策に関すること

#### 6 庶務担当課

危機管理課

お問い合わせ

危機管理課

担当 中野・正瑞

電話 621-5531